

令和6年12月16日

茨木市議会議長 殿

茨木市議会基本条例推進協議会

長谷川 浩
稻葉 通宣
福丸 孝之
朝田 充
青木 順子
安孫子 浩子
円藤 こずえ

茨木市議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）の検討結果報告について

茨木市議会基本条例第20条及び平成30年10月22日幹事長会決定「議会基本条例検証会議の設置及び運営について」に基づき設置された議会基本条例検証会議において、条例の検証結果が令和2年1月29日に報告された。

また、条例の検証過程において抽出された課題（具体策）について、具体的な取り組みが令和2年10月8日に提案された。

今期に取り組むとされた課題（具体策）の検討等については、令和3年度・4年度・5年度に引き続き、幹事長会の下に、幹事長会の構成員からなる任意の茨木市議会基本条例推進協議会を設置し、協議を積み重ねた結果、合意された具体策を報告する。

内容を勘案し、今後、継続して実行されるよう求める。

[添付資料]

- ・今期議会における諸課題総括表（令和6年12月） [別紙1]
- ・検討過程で抽出した課題（具体策）に対して合意した検討結果 [別紙2]

以上

◆今期議会における諸課題総括表(令和6年12月)

| 集 | | 計 | 件 数 |
|---|----------|---|-----|
| ○ | 実施済み | | 23 |
| △ | 取組中又は検討中 | | 7 |
| — | 未実施 | | 2 |

| 項 番 | 課 題 | 状 況 |
|-----|---|-----|
| 1 | タブレット端末運用の詳細なルールづくりについて | ○ |
| 2 | 市議会議員選挙の時期のあり方について | ○ |
| 3 | 議会としての特別職報酬等審議会とのかかわり方について | ○ |
| 5-① | 会派に所属しない議員の合意形成方法 | ○ |
| 5-② | 決議・意見書の合意形成 | ○ |
| 5-③ | 中長期的な視点での取り組み | △ |
| 5-④ | 議長任期の申し合わせ（複数年化） | — |
| 5-⑤ | 所信表明、選出方法（立候補制） | — |
| 6-① | インターネット中継の拡大を検討する | ○ |
| 6-② | 政務活動費の内規を定期的に確認する | ○ |
| 6-③ | 重要案件等については、議会の開催にかかわらず、市（理事者）に詳細な報告を求める | ○ |
| 6-④ | 常任委員会において継続した議論を行うため、常任委員会任期の2年制などを検討する | ○ |
| 6-⑤ | 図書、資料等の選定の仕組みを検討する | ○ |
| 6-⑥ | 図書室の運営・充実について、議員のかかわり方を検討する | ○ |
| 6-⑦ | ⑦積極的な予算提案や予算確保の手順を検討する | ○ |
| 6-⑧ | 条例の理念を浸透（再認識）させるために、研修のあり方を検討する | ○ |
| 6-⑨ | 議会基本条例を検証し、適切な措置を講ずる | ○ |
| 7-① | 「議会の活性化」を条文ごとに具体的に検討する | ○ |
| 7-② | 市民参加の機会としてSNSやアプリの活用も検討する | ○ |
| 7-③ | 特別委員会等、会派に所属しない議員の活動の充実を検討する | ○ |
| 7-④ | 説明責任のあり方について、SNSの活用を含め、検討する | ○ |
| 7-⑤ | 広報手段として、SNSやアプリの活用も検討する | ○ |
| 7-⑥ | 議員発議案について、討議（反問権）の必要性を検討する | △ |

◆今期議会における諸課題総括表(令和6年12月)

| 集 | 計 | 件 数 |
|-----|---|-----|
| 7-⑦ | インターネット中継と関連し、円滑な質疑応答等の課題について検討する | ○ |
| 7-⑧ | 議員間討議のあり方について、広く検討する | △ |
| 7-⑨ | 事務調査や議員間討議の充実を検討する | △ |
| 7-⑩ | 委員会において、閉会中も含めた活用を検討する | △ |
| 7-⑪ | 取組項目の検討、先進事例の調査、専門家やタブレット端末の活用により、充実を図る | △ |
| 7-⑫ | 議会（議員）による政策立案、政策提言を補佐するため、議会事務局の政策法務能力の向上並びに体制の充実強化を図る | △ |
| 8 | 第20条（継続的な検討）に基づき、議員の任期中に検討を加える | ○ |
| 9 | 委員会のオンライン会議（オンラインによる委員会出席）について 〈感染症の場合のオンラインによる委員会への出席を検討する〉 | ○ |
| 10 | 議員報酬等に係る論点整理について 〈議会を長期欠席する場合の取り扱いについて〉 | ○ |

※項番4は欠番

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

| | |
|----------------|--|
| 条文 | (会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。 |
| 課題 | ○会派に所属しない議員の合意形成方法について課題がある。 |
| 具体策および 検討目標 | ○会派に所属しない議員の合意形成方法を検討する。 〔目標〕 議会基本条例の検証過程で抽出した課題等の具体策を検討する際に行ったような、報告と意見交換を適宜実施することにより、合意の形成に努める。 |
| 検討結果 | 課題等の具体策を検討する幹事長会、議会基本条例推進協議会、議会運営委員会、議会運営活性化協議会、議会広報委員会での検討過程において適宜、会派に所属しない議員に対しても、経過の報告や意見交換を行うなど、引き続き取り組んでいく。 |

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

| | |
|----------------|--|
| 条文 | (会派) 第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。 |
| 課題 | ○特別委員会等、会派に属さない議員の活動機会の保障（全議員の活動の公平性） |
| 具体策および 検討目標 | ○会派に所属しない議員の現在の特別委員会への委員外議員としての参加を試行する。試行後に、特別委員会委員のあり方を検討する。 〔目標〕 会派に所属しない議員の現在の特別委員会への委員外議員としての参加試行を通じて、今後のあり方を検討する。 |
| 検討結果 | 委員外議員としての出席の試行を検証し、次の項目について申し合わせを定めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・委員外議員として参画対象となる特別委員会 ・各特別委員会への参画議員の選出方法及び人数 ・委員外議員の選出時期及び任期 ・委員外議員の行政視察への参加 |

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

| | |
|----------------|---|
| 条文 | (議長の責務) 第11条 議長は、議会を代表し、公正で効率的な議会運営に努めるものとする。 |
| 課題 | ○議長等による中長期的な視点での取り組みができているか。 |
| 具体策および 検討目標 | ○幹事長会の下に、議会基本条例推進協議会を設置し、課題や取り組むべき具体策等について、優先順位・スケジュールの策定による進捗管理を行いながら協議を重ね、成案は幹事長会で決定する仕組みを構築する。 〔目標〕 議会基本条例の検証過程で抽出した課題等の具体策、新たな課題について、仕組みを活用しながら取り組みを進める。幹事長会で決定した項目については、議会運営委員会等への分担・協力も求め、実施に向けて推進する。 |
| 検討結果 | 前期からの申し送り事項、議会基本条例の検証過程で抽出した課題等の具体策、新たな課題について、今任期中の取り組みをスケジュール化する。 長期的な視点では、研修会等の活用、議会活動の活性化、今任期中の議会基本条例の検証等を踏まえ、方向性等を協議する。 |

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

| | |
|----------------|--|
| 条文 | (議長の責務) 第11条 議長は、議会を代表し、公正で効率的な議会運営に努めるものとする。 |
| 課題 | ○議長任期の複数年化 ○所信表明、立候補制の導入 |
| 具体策および 検討目標 | ○議長任期の申し合わせ（複数年化）、所信表明、選出方法（立候補制）に関し、関連性も含め、あり方を検討する。 〔目標〕 意見を出し合い、方向性を見出す。 |
| 検討結果 | (令和3年11月8日時点における意見の集約) ○議長任期の複数年化については、進めてよいとする意見と現状のままでよいとする意見がある。 ○複数年化を進めてよいとする意見においても、所信表明や立候補制については、任期の期間が長くなること等から所信表明を行うことや立候補制とすることを進める意見と、過去の経験上これまで通りがよいとする意見がある。また、実施時期も考える必要性も指摘。 ○複数年化に慎重であっても、所信表明や立候補制を支持する意見もある。 ○複数年化を考える場合、他の役職との整合を図るべきとする意見もある。 ○今後の検討では、意見を整理しながら、さらに方向性を検討する。 |

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

| | |
|----------------|---|
| 条文 | (議員間討議) 第12条 議会は、その機能を最大限に発揮するため、委員会等において、多様な意見の反映及び合意形成に努めるよう議員間討議の時間を設けるものとする。 |
| 課題 | ○議員間討議のさらなる見直しが必要である。 |
| 具体策および 検討目標 | ○議員間討議のあり方について、広く検討する。 〔目標〕 議員間討議のあり方について、本年は常任委員会の新たな任期となったことから各常任委員会において独自の実施方法を試みてもらう。 |
| 検討結果 | ○これまで実施の議員間討議については、常任委員会での観察調査事項に関して行ってきたが、議案審議における議員間討議も視野に入れて、制度設計、ルール作りを行ってはどうか。 ○議員間討議を先進事例のようにやってはどうか。 ○議案内に留めず、提案型も含め自由に行ってはどうか。 ○条例の「議員間討議の時間を設けるものとする」を実態に合わせ、後退のイメージになるかも知れないが、「設けることができる」のように改正してはどうか。 |

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

| | |
|----------------|---|
| 条文 | (常任委員会の活動) 第13条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分發揮しなければならない。 2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。 |
| 課題 | ○常任委員会の機能が十分に發揮されるように取り組む必要がある。 |
| 具体策および 検討目標 | ○事務調査や議員間討議の充実を検討する。 〔目標〕 各常任委員会において、自主勉強会や意見交換会等を通して所管事務調査の充実を図る。 |
| 検討結果 | ○委員会において、学識経験を有する者等を活用した勉強会を積極的に行う。 ○常任委員会における勉強会を議会研修会と位置付け、全議員を参加対象として行う場合に、各常任委員会が2万円を上限として議会報償費（講師謝礼等）を活用できることとしている。 ○常任委員会から政策立案（条例提案）がなされた場合、議会の合意形成を目的に、常任委員会は幹事長会と連携する。 |

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

| | |
|----------------|--|
| 条文 | (議案等の調査及び研究) 第14条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるとときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。 |
| 課題 | ○学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用できるよう検討する必要がある。 |
| 具体策および 検討目標 | ○委員会において、閉会中も含めた活用を検討する。 〔目標〕 学識経験者の活用を具体化する。 |
| 検討結果 | ○委員会において、学識経験を有する者等を活用した勉強会を積極的に行う。 ○常任委員会における勉強会を議会研修会と位置付け、全議員を参加対象として行う場合に、各常任委員会が2万円を上限として議会報償費（講師謝礼等）を活用できることとしている。 |

議会基本条例検証過程で抽出した課題（具体策）に対する検討結果

| | |
|----------------|---|
| 条文 | (予算の確保) 第18条 議会は、その機能を充実させるとともに、より円滑な議会運営を実現するため、社会情勢を踏まえた上で、必要な予算の確保に努めるものとする。 |
| 課題 | ○積極的な予算提案に努める必要がある。 |
| 具体策および 検討目標 | ○積極的な予算提案や予算確保の手順を検討する。 ○毎年8月末までに幹事長会で議論し、予算要求書（11月初旬）に盛り込む。 〔目標〕 来年度予定されている事業も含め、必要な予算について検討する。 |
| 検討結果 | 議会基本条例推進協議会において協議を重ね、その間、会派に所属しない議員からも意見聴取を行った。 |